

定住促進住宅取得等補助金

パートナーシップ関係の相手方の子どもを
対象に含めるよう制度の拡充を行いました！



県外からの移住者(子育て世帯または
花巻市空き家バンク利用者)・花巻市
外の就農希望者が市内で住宅を取得
・賃借する際の費用を補助します。



以下のステップ1、2両方に当てはまる場合に、上限額の範囲内で補助金を交付します。
また、2人目以降の18歳未満の子について、補助上限額を1人につき10万円引き上げます。
※花巻市移住支援金の交付を受けている場合には、交付決定金額分を補助金額より除きます。
花巻市移住支援金の詳細については、裏面QRコードもしくは市役所商工労政課0198-41-3536へお問い合わせください。

ステップ1 次のいずれか(①or②)の対象に当てはまる方

①県外から転入される

□子育て世帯(※)の方

市内に新築または、住居を購入した場合 ➡ 上限200万円+α (子ども2人目以降の場合)

□花巻市空き家バンクを利用する方

購入の場合 ➡ 上限200万円+α (子ども2人目以降の場合)

賃借の場合 ➡ 上限100万円+α (子ども2人目以降の場合)

※18歳未満の子ども(18歳未満に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもと妊娠中の胎児を含む)と同居している方が対象です。

②花巻市外から転入される

□花巻市内で新たに農業に従事する方(※)

市内に新築または住居を購入した場合 ➡ 上限200万円+α (子ども2人目以降の場合)

※農業を行う予定がある方が対象です。(営農計画書等の写しを提出していただきます)

ステップ2 次のすべての要件に当てはまる方

□市内に移り住んでから2年以内に住宅取得又は空き家バンクを利用し空き家取得もしくは賃借契約をし住民登録した方

or

□市内に住宅を取得又は空き家バンクを利用して空き家取得もしくは賃借契約をした日から2年以内に住民登録をした方

□定住しようとする方(5年以上)

※ただし、市内で新たに農業に従事する方で、花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱(花巻市告示第208号)に規定する研修を修了した方については、市内に移り住んでから2年以内に研修終了後1年以内に読み替えます。

補助対象費用・提出書類等については裏面をご確認ください➡





空き家リフォーム等補助金

中古住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、その他の設備更新にかかる工事費用を補助します。

ただし、倉庫、車庫その他これに類するものにかかる工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構工事に係る費用は対象外となります。

◆補助率◆

- ①市内事業者等が改修
→チラシ表面記載の限度額内で全額を補助
- ②市外事業者等が改修
→チラシ表面記載の限度額内で2分の1を補助

新生活スタートアップ支援補助金

新生活のスタートアップに必要な家具・家電の購入費等を補助します。

◆補助対象経費◆

- ①住宅の取得手続きの経費・賃借手続きの経費、資金の借り入れ手数料
- ②転校等により必要となる学校等の指定用品
- ③引越しにかかる経費
- ④火災保険料、地震保険料(1年分)
- ⑤家具・家電(税込単価が1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンについては認めるものとする。)
- ⑥固定資産税相当額(1年分)

◆補助率◆

チラシ表面記載の限度額内で2分の1を補助

提出書類

- 花巻市定住促進住宅取得等補助金交付申請書
- 補助金の交付対象住宅に居住している者の住民票の写し
- 補助金の交付対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- 補助金の交付対象住宅に居住している者の納税証明書(市税滞納がないことを証する書面)
- (住宅を取得した場合)物件代金の売買契約書又は請負契約書の写し
- (住宅を賃貸した場合)住宅の賃貸借契約書の写し
- (空き家リフォーム等補助金を申請する場合)補助対象住宅のリフォームに要した経費の領収書の写しなど内訳の分かる書類
- (新生活スタートアップ支援補助金を申請する場合)対象経費にかかる領収書の写しなど内訳の分かる書類
- 母子健康手帳の写し(18歳未満の子が胎児であって、子育て世帯に該当する者に限る。)
- (新機就農者の場合)営農計画書等の写し
- (18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合)パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 誓約書
- その他市長が必要と認める書類

空き家リフォーム等補助金と新生活スタートアップ支援補助金を併せてチラシ表面記載の限度額内の交付となります。

申請期限

- 次に掲げる日から、**6**ヵ月以内(リフォームを含む場合は**12**ヵ月以内)に定住推進課に申請してください。
 - ・住宅を取得した日(所有権登記が完了した日)又は取得した住宅に住居登録をした日又は花巻市移住支援金の交付決定日のいずれか遅い日。
 - ・空き家バンク物件について賃借契約をし、かつその物件に住居登録した日又は花巻市移住支援金の交付決定日のいずれか遅い日。

金額等の決定・請求

申請内容を確認したのち、補助金交付決定通知書により補助できる金額を申請者にご連絡いたします。交付決定通知書を受け取ってから、30日以内に必要事項を記入し請求書を提出してください。

他の奨励金等との併用

花巻市子育て世帯住宅取得奨励金、花巻市若者世代等空き家取得奨励金等の交付要件を満たす場合は併せて交付を受けることができます。

花巻市子育て世帯住宅取得奨励金
について→



花巻市若者世代等空き家取得奨励金等
について→

